

事業所のごみ処理 ガイドブック



NAGAOKA



長岡市 環境部
環境業務課・環境施設課
平成22年1月 初版

目 次

- 1 事業所から出るごみの区分 . . . P 1、2
- 2 産業廃棄物の処理方法 . . . P 3 ~ 6
- 3 事業系一般廃棄物の処理方法 . . . P 7 ~ 10
- 4 すぐにできる！地球にやさしい事業所づくり！ . . . P 11
- 5 ごみ処理 Q & A . . . P 12
- 6 関係法令等一覧 . . . P 13
- 7 ごみ収集運搬業許可業者一覧 . . . P 14

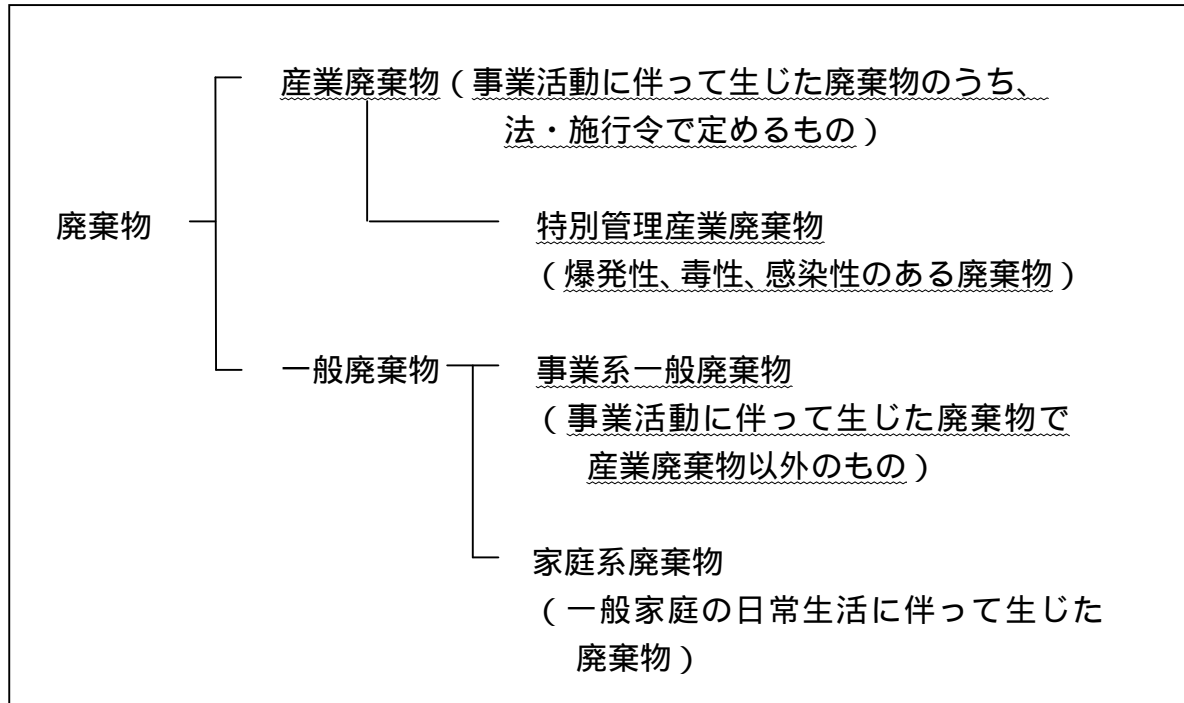
注

このガイドブックは、平成 22 年 1 月現在の処理方法をご紹介します。
今後、市のごみ処理方法を変更する場合がありますので、ご注意をお願いします。



1 事業所から出るごみの区分

事業所から出るごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」の2種類に大別されます。



会社、工場、事務所、商店、食堂など
「事業所」から出るごみは、すべて
「事業活動によって排出される廃棄物」
として事業者が責任をもって適正に処理
しなければなりません！

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律、長岡市廃棄物の減量
及び適正処理等に関する条例 に基づく)




< 産業廃棄物 >

廃プラスチック、金属くず、廃油、汚泥など、
法令で定められたもの

処理方法

- 1 産業廃棄物処理施設に直接搬入する。
- 2 産業廃棄物処理業者に依頼する。

(産業廃棄物の詳細は3ページへ )

< 事業系一般廃棄物 >

事務所から出る伝票、書類、お茶がらなど、
産業廃棄物以外のもの

処理方法

- 1 一般廃棄物処理業者に依頼する。
- 2 市の施設に直接搬入する。
- 3 市の指定袋に入れて、ごみステーションに出す。

(事業系一般廃棄物の詳細は7ページへ )

2 産業廃棄物の処理方法

(1) 産業廃棄物とは

次の廃棄物が産業廃棄物になります。

あらゆる事業活動に伴うもの

種 類	具 体 例
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物

（表は次ページに続く）

種類	具体例
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

特定の事業活動に伴うもの

種類	具体例
紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材または木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体

「特定の事業活動に伴うもの」の具体例以外の事業活動から出る廃棄物は、事業系一般廃棄物になります。

、の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固形化物)も産業廃棄物になります。

特別管理産業廃棄物

種 類		性状及び具体例
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油
		《関連事業》紡績、新聞、香料製造、医療品製造、石油精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究、その他
廃酸 廃アルカリ		pH2.0 以下の酸性廃液、pH12.5 以上のアルカリ性廃液
		《関連事業》カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他
感染性 産業廃棄物		感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管等）
		《関連事業》病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他
特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB および PCB を含む廃油
	PCB 汚染物	PCB が染み込んだ汚泥、PCB が塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCB が染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、または PCB が付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCB が付着した陶磁器くずやがれき類
	PCB 処理物	廃 PCB 等または PCB 汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材およびその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業所の粉じん装置で集められたもの等 《関連事業》石綿建材除去事業等

（表は次ページに続く）

種 類		性状及び具体例
特定有害産業廃棄物	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンまたはその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等
		《関連事業》大気汚染防止法（ばい煙発生施設）、水質汚濁防止法（特定事業場）等に規定する施設・事業場

（２）処理方法

処理方法は、次のいずれかの方法になります。

産業廃棄物処理施設に直接搬入する。

産業廃棄物処理業者に依頼する。

産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者については、下記の県ホームページ、または長岡地域振興局環境センター（電話：0258-38-2532）でご確認ください。

<http://www.recycleichiba.jp/kyoka.html>

適正に処理をしない場合、懲役もしくは罰金
またはこの両罰が科せられます。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）



3 事業系一般廃棄物の処理方法

(1) 事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものです。

このごみは
産業廃棄物？事業系一般廃棄物？
しっかりと選別することが大切です！



(2) 処理方法

処理方法は、次のいずれかの方法になります。

一般廃棄物処理業者に依頼する。

市のごみ収集運搬業許可業者へ収集を依頼してください。処理料金は、収集運搬業者にお問合せください。処理業者は、下記の市ホームページでご確認ください。

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/gomi/jigyoukei.html>

市の施設に直接搬入する（燃やすごみに限る）。

「燃やすごみ」に限り、市の処理施設に持ち込むことができます。燃やさないごみと資源物は、持ち込みできません。不明な点は電話をし、施設の確認を受けてから持ち込んでください。

< 持ち込み先処理施設 >

持ち込み先施設	所在地	電話
寿クリーンセンター	長岡市寿 3-6-1	24-2838
鳥越クリーンセンター	長岡市鳥越甲 2818	47-1100
栃尾クリーンセンター	長岡市楡原 2334	53-2205

< 持込方法 >

ひもで縛るか、透明又は半透明の袋に入れて、2トン以下の車で持ち込んでください。

< 処理手数料 >

事業所用指定袋に入っている場合は、無料です。

事業所用指定袋に入っていない場合は100kg800円、100kgを超える場合は、10kgごとに80円を加算します。

市の指定袋に入れて、ごみステーションに出す。

ごみが少量の場合は、事業所用指定袋に入れて町内のごみステーションに2袋まで出すことができます。

< 出せるごみ >

燃やすごみ

- ・ 事業系一般廃棄物の燃やすごみ
- ・ 家庭から出る燃やすごみと同様の物（生ごみ、茶殻、汚れた紙等）

燃やさないごみ

- ・ 事業系一般廃棄物の燃やさないごみ
- ・ 家庭から出る燃やさないごみと同様の物（食器、湯のみ、事務用品、小型家電製品など ただし、事業主体の活動から出る生製品や廃棄物は対象外）

12ページ「5ごみ処理Q&A」のQ3を参照

事業所から出る燃やさないごみの大半は産業廃棄物に分類されますが、「家庭から出る燃やさないごみと同様の物」は市の条例に基づき「事業系一般廃棄物と合わせて市が処理できる物」としています。

< ごみの出し方 >

事業所用指定袋の「燃やすごみ用」と「燃やさないごみ用」を使用して出してください。

販売価格は、10枚1組で大サイズ（約40）が1,700円、中サイズ（約25）が1,100円です。

事業所用指定袋の販売店は、下記の市ホームページでご確認ください。1枚単位でばら売りをしている販売店もあります。

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/gomi/barauri.html>

< 排出時の注意事項 >

- ・ あらかじめ、ごみステーション管理者（町内会長など）の承諾を得てください。
- ・ 1回に排出できる指定袋の数は、2袋までです。

< 市が処理できないごみ >

市が処理できないごみは、出さないでください。処理できないごみは、下記の市ホームページでご確認ください。

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/gomi/dekinai/sonota.html>

適正に処理をしない場合、懲役もしくは罰金
またはこの両罰が科せられます。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）



びん・缶・ペットボトル、プラスチック容器包装材は、資源物として収集します。



ただし、従業員が飲食した弁当箱、飲料容器など家庭ごみと同様のものに限りませす。
事業主体の活動から出る生産品、廃棄物は収集しません。

事業所用指定袋の「燃やさないごみ用指定袋」に入れて、指定する資源物の日に町内のごみステーションに出してください。
市の処理施設に持ち込むことはできません。

新聞、雑誌・チラシ(カタログ・パンフレット含む)、段ボール、枝葉・草は収集しません。

市のごみ収集運搬業許可業者かリサイクル事業者へ収集を依頼するか、直接持込んでください。
市の処理施設に持ち込むことはできません。

古紙リサイクル業者

- ・(株)江口佐五七商店(福道町 ☎28-3570)
- ・北越紙源(株)長岡事業所(片田町 ☎23-3427)
- ・北海紙管(株)長岡営業所(北陽2丁目 ☎89-6831)

古紙リサイクル業者は、シュレッダー処理後の裁断紙も、リサイクル処理しています。詳しくは、上記の3業者にお問い合わせください。

枝葉・草リサイクル業者

(株)ホーネンアグリ(飯塚 ☎92-3890)



4 すぐにできる！地球にやさしい事業所づくり！

日本は資源が乏しい国です。まだ使えるものは「ごみ」に出すのではなく、「資源物」として3R（リデュース、リユース、リサイクル）をするよう心がけましょう！



はじめよう！紙ごみ減量！

事業系ごみの中で、大きなウエイトを占めるのが紙ごみです。その一方で、ちょっとした努力によって、すぐに減量の効果が現れるのも紙ごみです。さあ、あなたの事業所でも始めてみませんか、紙ごみ減量大作戦。



紙の使用量を減らし、 ごみも減らそう

紙、無駄に使っていませんか？

以下の点に注意して、紙の使用量をできるだけ少なくするよう心がけましょう。



5 ごみ処理 Q & A

Q 1 自転車販売・修理店です。自転車のタイヤ、チューブは産業廃棄物ですか？

A 1 自転車のタイヤ、チューブは廃プラスチックの合成ゴムくずなので、産業廃棄物です。(3ページを参照)

Q 2 金融業です。不要になった伝票は産業廃棄物ですか？

A 2 事業系一般廃棄物です。産業廃棄物の紙くずは、建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業から生ずる紙くずです。(4ページを参照)

なお、紙(シュレッダーした紙も含む)はできる限り、古紙リサイクル業者に出すようにしてください。(10ページを参照)

Q 3 事業所用指定袋に「家庭ごみと同様の物を入れることができます」と表示してありますが、どのような物が対象になりますか？

A 3 燃やすごみは「生ごみ、茶殻、ティッシュペーパーなどの紙くず」、燃やさないごみは「食器、湯のみ、事務用品、小型家電製品」など一般家庭からでるごみと同様の物です。

ただし、燃やさないごみは、事業主体の活動から出る生産品や廃棄物は対象にはなりません。例えば、食器製造工場から出る湯のみ、家電製造工場から出るラジオは、指定袋に入れてごみステーションに出すことはできません。産業廃棄物として適正に処理をしてください。

Q 4 自動車部品製造業です。事務所の蛍光管と乾電池は、資源物の有害危険物としてごみステーションに出せますか？

A 4 事業所から出る蛍光管と乾電池は、ごみステーションに資源物として出すことはできません。産業廃棄物として適正に処理をしてください。

6 関係法令等一覧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO137.html>)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46SE300.html>)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46F03601000035.html>)

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/jyourei/reiki/reiki_honbun/ae40303551.html)

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

(http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/jyourei/reiki/reiki_honbun/ae40303561.html)

7 ごみ収集運搬業許可業者一覧

業者名	所在地	電話番号	FAX番号
(有)あけぼの清掃社	瓜生 55 番地 3	42-2560	42-4911
(株)梅沢商店	稲保 4 丁目 741 番地 13	25-2276	25-2234
(株)加藤産業	下柳 3 丁目 5 番 22 号	27-6770	27-8766
クリーンシステム(株)	来迎寺甲 2342 番地 5	92-2517	92-5102
(有)高橋清掃産業	和島中沢甲 106 番地	74-2433	74-2978
(有)寺泊トータルサービス	寺泊木島 651 番地 1	0256- 97-3993	0256- 98-5770
(有)栃尾第一清掃社	谷内 1 丁目 4 番 7 号	53-5024	53-5024
(株)花園サービス	福道町 354 番地 3	29-1122	29-1962
(株)丸共	高見町 3 0 3 9 番地 5	24-0700	25-2133
(有)丸發産業	与板町与板乙 5290 番地	72-2123	72-2123
(株)みつわ	中沢町 1276 番地 1	35-7362	35-9903
(有)山古志清掃	山古志虫亀 759 番地	59-2304	59-2305

(平成 22 年 4 月現在 五十音順)

事業系一般廃棄物、市では処理できない処理困難物、産業廃棄物などは、上記のごみ収集運搬業許可業者に収集を依頼してください。

